

令和8年度

かわべ 健康づくり ポイント事業

【対象者】

20歳以上の川辺町民

【参加方法】

- ① 健診(検診)を受け、健康づくりに取り組む。
- ② 川辺町保健センターが発行する「かわべ健康ポイントカード」にポイントを貯める。
- ③ 6ポイントを貯めるとそのポイントカードが次年度の健診(検診)の個人負担金として使える**500円券**になります。(川辺町保健センターで行う健診(検診)のみで利用できます。)



該当する健康づくり事業とポイント数

健康づくり事業		ポイント数
各種健診(検診)の受診 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; width: fit-content;">必須項目です。必ず1健診(検診)は受けましょう。</div>	特定健康診査、長寿健康診査、20代・30代健康診査、人間ドック、職場健診	1健診(検診)あたり1ポイント
	各種がん検診	
	結核健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査、皆歯科健診、ぎふ・さわやか口腔健診	
精密検査	がん検診精密検査、糖負荷試験等	1検査あたり2ポイント
健康教育	フィットネスラボ等	1回あたり1ポイント
健康相談		1回あたり1ポイント(上限4ポイント)
結果説明会		1回あたり2ポイント
特定保健指導		初回面接1ポイント評価1ポイント
献血		1回あたり1ポイント
介護予防普及啓発事業	健康教育(サロン)	1回あたり1ポイント
	健康相談(サロン)	1回あたり1ポイント(上限4ポイント)
	かわバイキイキ体操教室	
各種健康イベントへの参加		1回当たり1ポイント
町民自ら実施する健康づくり活動		1週間継続で1ポイント(上限4ポイント)
禁煙		3か月継続で2ポイント

次年度500円券が利用できる事業

●町が川辺町保健センターで実施する以下の事業●

特定健康診査、長寿健康診査、20代・30代健康診査、各種がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査

ポイントカードは令和9年度まで大切に保管してください

注)町が川辺町保健センターで実施する事業のうち、健診等の自己負担金の額が500円未満の場合、その差額は他の事業に利用又は払戻し等はできません。

岐阜県においても、岐阜県健康・スポーツポイント事業が実施されていますのでご利用ください。